

後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直しについて

後期高齢者医療制度では、世帯の所得等に応じた保険料の軽減措置が設けられています
が、更に特例としてこれまで軽減措置が上乘せされてきました。

この度、国において世代間・世代内の負担の公平性を図り、後期高齢者医療制度の持続
性を高めるため、平成 29 年度から軽減特例措置が縮小されることとなりました。

※保険料については、7月に送付される平成 29 年度保険料額決定通知書でご確認ください。

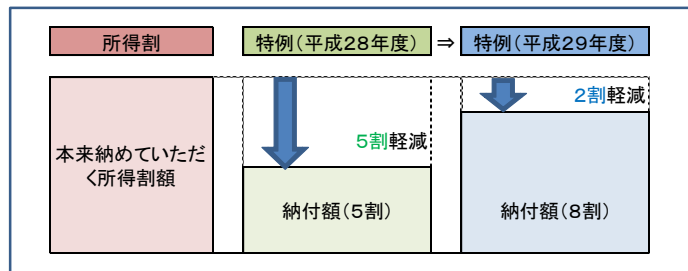
後期高齢者医療の保険料は、①年収に応じて納
めていただく部分（所得割）と②全員に納めて
いただく定額部分（均等割）があります。

保 険 料
①所得割 + ②均等割

①所得割の額が変わる方 ⇒

年収約 1 5 3 万円～約 2 1 1 万円の方

平成 28 年度までの所得割は、
特例的に 5 割軽減されていま
したが、平成 29 年度は 2 割軽減
になります。（均等割の定額部
分は変わりません）

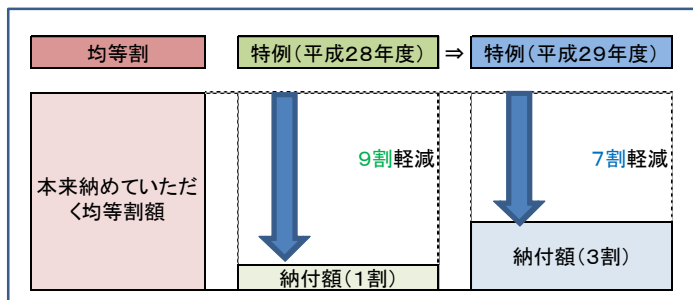


②均等割の額が変わる方 ⇒

元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは 75 歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方。
特定の要件の例 単身の方であれば、年金収入が 168 万円を超える方など。75 歳以上の
夫婦 2 人世帯であれば、一方の年金収入が 168 万円を超える場合など。

平成 28 年度までの均等割は、特
例的に 9 割軽減されていま
したが、平成 29 年度は 7 割軽減になります。
※ただし、元被扶養者であっても、
世帯の所得が低い方は、均等割
の軽減（9 割軽減、8.5 割軽減）
が受けられます。



◆問い合わせ

長崎県後期高齢者医療広域連合
長与町役場健康保険課

TEL095-816-3930
TEL095-801-5821